

令和6年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 令和6年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「対象事業所」という。）は、別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ国実施要綱「6 補助金の支給要件」を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月1日まで（体制届出の提出期限が令和7年4月15日まで延長された場合には、4月15日まで）に令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村（特別区を含む。）が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において処遇改善加算（処遇

改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。)に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

- 2 本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。
- 3 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が、国実施要綱「7 補助対象経費」に基づいて、職場環境改善の取組または介護職員等の人件費の改善を行う経費とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、介護サービス事業所等（以下「補助事業者」という。）が実施する次の表の左欄に掲げる事業に係る同表の中欄の対象経費について、同表の右欄に定める額とする。

事業	対象経費	補助額
介護人材確保・職場環境改善等事業	国実施要綱7の対象経費	国実施要綱5に規定する補助額を算出する方法により算出した額

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付すものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （8）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を除く）には、様式第1号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに、知事に報告しなければならない。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 交付事業者が市町村等である場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 前項第1号から第7号までに掲げる条件

(2) 市町村等は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第3号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条第1項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- (2) 補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- (3) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- (4) 経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部または一部を概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業が完了したときは、様式第5号による実績報告書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 6 年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 5 補助金返還相当額

金 円

6 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

様式第 2 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

令和 6 年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- ・ 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表 【別紙様式 2-3】
- ・ 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票 【別紙様式 2-4】

様式第 3 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

令和 6 年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金変更交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 (①) | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定済額 (②) | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 (①－②) | 金 | 円 |

2

- ・介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表【別紙様式 2-3】
- ・介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票 【別紙様式 2-4】

概算払請求書

一金 円

但し、島根県介護職員処遇改善支援補助金として

交付決定額	円①
今回請求額	円②
受領済み額	円③
おって請求する額	円 (①-②-③)

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

住所：

法人名：

代表者名：

島根県知事 様

様式第5号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所：

法人名：

代表者名：

令和6年度島根県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高第 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 実績額 (①) 金 円

2 交付決定済額 (②) 金 円

3 差 引 額 (①－②) 金 円

4 添付書類

- ・介護人材確保・職場環境改善等事業 実績報告書 【別紙様式 3-1】
・介護人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（施設・事業所別個表） 【別紙様式 3-2】